

第13回農林水産政策会議の概要

日時：平成22年1月26日（火）17:00～18:00

場所：衆議院別館 講堂

出席者：山田副大臣、郡司副大臣、佐々木政務官、舟山政務官ほか

議題・農業改良資金助成法等改正法案について

・農林水産省設置法改正法案について

・新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた公開討論について

・その他

1．会議冒頭あいさつ

（山田副大臣） 今回は法案をこれから国会へ提出するにあたり、その内容の概略を説明させていただくとともに、新たな基本計画を策定するにあたり我々政務三役が各地方を手分けして回り、話を伺いながら進めていくことについても報告させていただくので闊達な議論をお願いしたい。

2．佐々木政務官、舟山政務官、坂井経営局審議官、高橋文書課長から資料に沿って説明

3．出席議員からの主な発言

（近藤議員） 農業改良資金について、無利子で調達して利子補給するというが、なぜわざわざそのようなやり方をするのか。政策金融公庫が入れば、経営内容が良く信用力が高い農家は担保・保証人を義務付けることなく融資が可能というが、その定義を教えてください。

（福島(伸)議員） 設置法の件だが、技術会議について、これまで7人の専門家の合議制でやっており、それが形骸化してしまっている現状があったとも考えられるが、仮にそうであっても、技術政策は専門家の関与が必要と考える。技術会議が官房に入ることによって専門家の関与はどのようになるのか。

組織再編は、局長級ポストの維持ではなく、政策推進のためにあるべきである。技術政策は非常に重要であり、専門家の関与が不可欠な分野である。例えば原子力行政では、原子力委員会が置かれ、そこで基本政策が立案されている。技術政策において、専門家の知見を活かした政策づくりができていなかったのだとすれば、まずそのことが問題である。これでは、大臣官房に技術政策を担当するセクションを置いたとしても、問題の解決にはならない。また、監察・評価本部については、単に内部の組織を監視するというのであれば、わざわざこのような組織を設ける必要はなく、課レベルで事足りるのではないか。

監察・評価本部を設ける引き換えとして技術会議を廃止するという役人的発想に基づき、組織を改編するのはよろしくない。監察本部が必要であれば、堂々と増員要求で出せばよい。私は、技術政策は非常に重要であると考えている。今回の組織再編には、技術政策に対する将来的展望が見えない。しっかり議論したうえで、組織について考えていくべきだ。官房に技術政策を担当するセクションを置き、予算の調整などのみを行う組織になってしまうと、日本の農業全体に悪影響が出てくる。

（柳田議員） 農業信用保証保険法の件だが、地銀は良くて都銀はダメなのか。いろいろなところからも保証を受けられるようにしたら良いのではないか。

農業者の経営は非常に厳しい。農業改良資金法の中で、農業者等とあるが、無担保、無保証のこの制度を体力のある法人がこれを活用するようなことになれば、せっかくの融資制度によって経営が厳しい人が余計に追いやられてしまうことに

なるのではないかと心配だ。また、このような制度を必要とする厳しい農家はどの程度いるのか。

(橋本議員) 地方の組織を364から100程度の拠点にするとしているが、きめ細かい指導という観点や戸別所得補償制度のような新しい制度を導入するにあたって心配である。縮小傾向になる理由を教えてほしい。無担保、信用保証で貸出しして、もし不良債権になった場合は、税金を入れることになるが、それに対してしっかり答えられる理由付けはあるのか。

(畑議員) 監察・評価本部を設置するとしているが、これまで個々の部署がそれらの業務を行っていたと思うがどうして出来なかったのか、ということをもう少し説明してほしい。他の省庁ではこのような組織は見たことがない。技術会議を廃止してその財源で監察・評価本部を作ったように見えてしまう。

(川村議員) 農業改良資金の件だが、これまで改良普及員のツールとして機能していた。県のほうで申請書を書いていたりした。改良普及員の負担軽減になるというがどういうところが負担軽減になるのか。また、自給率向上、6次化に資する貸付というが現場でどのように変わるのか。

(山岡(達)議員) 監察・評価本部だが、戸別所得補償制度に係る5,000億円ものお金を地方農政事務所にお任せするとしているが、本気でやるのであれば大変な業務になると思う。例えば、会計検査院のような環境にあるのか。懲戒処分の提言などできるのかなど、どのような役割なのか具体的に教えてほしい。

(仁木議員) 地方事務所について、既存のもののうち閉鎖するものはあるのか。事務所があまりに遠いと、ガソリン代などのコストがむしろかかるのではないか。戸別所得補償については、管理ソフトの開発などのコストもかかると思われるが、どう考えているのか。

(河上議員) 米トレサの実施のための人員や、今後の事業実施のための見通しなどについて教えてほしい。また、米トレサの実施のために、システムなどを新たに構築するのか。

(石津議員) 農業改良資金助成法の改正について、担保、保証人の設定の義務付けを廃止することであるが、農林漁業の6次産業化を促進する手段としてこれだけで十分なのか。6次産業化には、ベンチャー的要素が多分に含まれている。また、戸別所得補償制度モデル事業の実施に当たっては、市町村の協力が不可欠である。農水省の地方組織をスリム化すること自体はいいが、そのことで市町村への負担が大きくなってしまふことを懸念している。市町村へのサポートについて配慮をお願いする。

4. 副大臣、政務官、経営局審議官、文書課長からの主な発言

【農業改良資金助成法等改正法案について】

(山田副大臣) 実際に農業改良資金を必要としている法人がどれ位いるのかは分からない。この制度には、個人1,800万円、法人5,000万円の条件がある。改良資金は、平成10年に167億円あったのが、最近では8億円の貸付実績しかなかった。そこで我々政務三役で使えるようにするにはどうすべきか話をして、義務付けを廃止し公庫の判断で貸付できるようにしたところ。大規模な法人が参入しやすいようにしたわけではないが、農業生産法人に対してはバックアップしたいと思っている。

(郡司副大臣) 農業改良資金の融資体制が、6次産業化などに向けた取組に対し

て、不十分なものであった可能性はある。今回の法改正は、政策金融公庫のバンカーの力を有効活用し、このような6次産業化に向けた取組を後押ししようとするものである。

(佐々木政務官) 6次産業化に向けての支援制度については、今までも農商工連携など類似のスキームがある。今回の6次産業化への支援の特長は、ワンストップサービスで支援制度に関する情報などを提供することにより、農業者にとって使い勝手のいいものにする点にある。

(坂井経営局審議官) なぜ、利子補給するのかということだが、元々、都道府県に無利子で原資を供給して、そこから無利子で貸し付けていた。今回、農業者の自給率向上や6次化に資する新たな取り組みに対して政策金融公庫から無利子で貸付できるようにし、元本をそのまま貸すということではなく、国の財政資金を有効活用できるようにしたもの。

担保・保証人の考え方は、これまで法律上、担保や保証人を取ることで元本を回収する信用性があるとして貸し付けることとしていたが、改正により政策金融公庫が貸し付ける際には、法律上の義務付けをなくすことにしたもの。

農業信用保証保険の件であるが、今回の改正で一般の金融機関にも融資保険を拡大するということになるので都銀も対象となる。

農業改良資金については、普及指導員のツールとして活用されているが、どういふ点が普及指導員の事務の軽減となるかについては、農業改良措置の認定自体は引き続き、普及改良指導員が行うこととなるが、融資の判断は、政策金融公庫が行うことになる。

【農林水産省設置法改正法案について】

(山田副大臣) 地方組織を廃止すべきとの意見もあるが、そのような意見については不安を感じている。例えば、戸別所得補償については、生産者に直接お金を交付することとなり、地方組織の役割も増す。このような中で、業務をしっかりと行っていくためには、本省から地方組織まできめ細かく業務を監視する監察・評価本部を設置する必要があるのではということとなった。以前の政策会議でも意見が出されたが、監察本部への外部人材の活用等についても政務三役で今後検討していきたい。

(郡司副大臣) 研究開発については、基礎研究をしっかりと行いながら、あわせて実用化に資する研究を促進する必要があると考えている。独法の見直しの動きもあり、そのような中で研究独法と本省の連携を促進していくという観点から、官房に技術会議を移す方針となった。今回の組織再編に伴い、ポストは増えていない。

技術政策のあり方については、政務三役で議論を重ねてきた。今回の再編の意図は、技術政策を局や課といった狭いエリアに押し込むのではなく、官房に担当セクションを置き、独法のコントロールを含めて、政策展開を行っていくというものである。御協力をお願いしたい。

また、政治主導の下、これまで政務三役までは知らされなかった職員の不祥事等についても情報を上げさせている。一方、一度の間違いで職員の未来をすべて奪ってしまえば、職場の雰囲気も停滞してしまう。大臣も明るい職場づくりを目指しているところであり、このような点にも留意していく必要があると考えている。

(佐々木政務官) 地方組織については、今回、戸別所得補償などの業務、統計業務、トレサなどの食の安全・安心に関わる業務など多岐にわたる業務を担うことになるが、これを既存の20~30人程度の人員で対応することは難しい。そこで、拠点の集約を行うなどして、1箇所あたりの人員をある程度確保する措置が必要ということになった。戸別所得補償モデル事業については、市町村の役割が重要

であることは確かだが、市町村の中には、農協に業務を丸投げしているところがあるとも聞く。目配りをお願いしたい。

(高橋文書課長) 技術会議の件であるが、つくばに研究機関があって、そこと本省とのつなぎ役が技術会議になっている。今回、官房に技術政策部を置いて、行政と試験研究機関のやりとりを政務三役直属の官房で迅速に行えるようにするものである。ただし、試験研究、基礎研究がおろそかになる可能性への懸念については、専門家の指摘、意見の反映について常設でなくても良いと思うので政務三役の指導の下、今後検討していきたい。

地域拠点数については、従来の現場は10名程度であり、今回の地域センターは100名程度とするもの。新しい制度導入にあたり、職員の視点を総合的にする必要があったことや現場に対する指導や情報伝達に時間がかかっていたので事故米問題等を踏まえ、農政局から直接、現場という組織にしたものである。

監察・評価本部については、このような組織は国交省に統括監察官というポストがあるが、これはこの監察・評価本部とは意味合いが違う。防衛省にあるのも同様に違うもの。戸別補償制度において、現場において、国が直接業務を行うことに対して適切執行を図るため、官房からも独立性のある特別の機関として設置するものである。独立性のある特別の機関という意味においては、技術会議との関係で一増一減である。

監察・評価本部の定員は61名。監察管理官を6～7名置く予定。地方農政局の定員については政府全体の定員合理化計画に従い、本年4月1日には前年度比で1,039人の減少となるが、10月1日の組織再編では、定員の増減はない。戸別所得補償制度の実施に伴うシステム関連予算としては、戸別所得補償制度導入推進事業として76億円、統計調査事業として4億円を計上している。

トレサの人員については、他のセクションをスリム化するなどして、1,100人程度増員することとしている。米トレサの対象業者は、卸、流通業者、飲食店など約160万に及ぶ。制度の立ち上がり段階で、調査を一巡させていく上で必要な人員として確保している。システム開発などを行うというよりはむしろ、巡回や指導、それらを通じたデータの蓄積などにより、制度を円滑に運営していきたいと考えている。

【その他】

(郡司副大臣) 戸別所得補償に係る事務費は、これまでの3倍近い予算が計上されている。もちろん、予算が多ければいいというわけではなく、有効に活用していくことが重要である。

(以上)